

要望項目

(一社)宮城県建設業協会

1. 現場実態に即した単価設定と工期延長にともなう適切な経費設定について
膨大な事業を行うべく、遠隔地からの支援体制等を構築し、取組んでいるところではありますが、沿岸部一帯で膨大な工事が進められており、道路も渋滞している状況では、現場においては1日あたりの資材納入量が標準歩掛りの必要量の半分も納入されずに、ヒト・重機等は通常通り配置して作業を行っていることから、生産性も極端に低下し、現場においては半分以下の生産性となっている実態もあり、毎日が赤字に陥り始めております。

特に、通常積算においては、資材が現着単価となっておりますが、資材供給会社のダンプ等不足により、施工会社が引き取りに行っている実情であるとともに、出荷制限されている等によりストックヤードに一時仮置きし、二次運搬している実態にあります。

また、不可抗力による工期延長は可能となりましたが、各企業は工期短縮を図ることで利益を得るものが、工期を延伸すればする程赤字額は膨らんでまいります。

そのようなことから、現場の生産性を考慮した「日当たり作業量の補正」と「工期延長による適正な経費」等、現場の実態を反映できる工事費算定の仕組みを構築のうえ、全ての発注者において的確に運用されるようお願い致します。

2. 資材の安定供給と円滑な施工確保について

膨大な復旧・復興事業に対応すべく、まさに資材供給会社はフル生産、施工会社はフル稼働であたっているところでもあります。一方で、県内骨材においては、限界数量にきており、遠隔地からの骨材等資材納入も企業努力により進め

られておりますが、現場においては必要とされる数量が納入されない実態にあり、特に、仙台地区の生コンクリートにおいては、ここにきて民間需要も大幅に伸びている状況で、今後、災害公営住宅の建設も本格化するなかで、逼迫度合いは日々厳しさを増しております。

そのようなことから、仙台地区においても、石巻・気仙沼地区と同様に公設民営による県外骨材だけを使用する公共プラントの設置を早期に実現し、二重単価での対応、または、大型化が進められている事業において、ダム工事と同様の仕組みによる仮設プラントを復興予算で確保して対応等、安定供給がなされるよう早期に方向性を示していただきたい。

また、海岸堤防、防潮林及び防災移転等の事業が、今後さらに加速的に進められようとしており、土砂等の資材も大量に必要とされている状況において、資材供給の実態を十分に把握されたうえで、適切な発注・積算がなされ円滑な施工が確保されるようお願い致します。

3. 適切な設計価格の計上について

大きい割合での不調不落が問題化されている実態の多くは、採算性が当初から赤字になる想定がなされることの原因が大きな要因で、離半島部等においては、各種資材が逼迫状況のなかで、長距離となる現場で資材調達は困難を極めており、通常時の施工とは全く状況が異なっております。

また、災害査定により決定した地方自治体の復旧・復興工事において、現場実態に合わせた工事金額の変更は出来ないことが不調不落の原因でもあります。

特に、下水道工事においては内陸部においては、ほぼ発注が終わっておりますが、赤字の実態となっており、今後、沿岸部で発注が本格化していくなかでは、通常積算においては、全く採算性が合わない状況では、受け手がいないのが実態であります。

つきましては、現場実態に合わせた積算の徹底と、地方自治体における災害査定額について、乖離が大きい現場の金額変更が柔軟に対応できるようお願い致します。

4. 災害公営住宅の建設におけるユニット化について

被災沿岸部においては、防災集団移転等の計画が進められており、本年度が土地造成のピーク、来年度が災害公営住宅の建設ピークとなることが予測されておりますが、一方で、建設にあたっての資材不足・職人不足が大きな心配とされております。

つきましては、被災者の早期居住地の確保を図るため、また、深刻な生コン不足、職人不足を解消するためにも、ユニット化による災害公営住宅の建設も一部ご考慮頂き、計画されるようお願い致します。

5. 復旧・復興事業における諸施策の適切な運用について

「施工確保に関する連絡協議会」等の各種会議により、円滑な施工確保のための諸施策が講じられ、遠隔地からの資材確保や労働者確保による宿泊費、見積方式の活用、及びスライド条項（インフレスライドを含む）等が運用されてはいるものの、実際の現場、特に地方自治体においては活用されていないのが実態で、受注者負担が非常に大きくなっている実態にあります。

つきましては、諸施策が各現場において適切に活用されるよう指導徹底されるとともに、制度のさらなる簡便化、使い勝手の良い制度とされ、確実に実行されますようお願い致します。

特に、労働者確保に係わる宿泊費等の経費について、最後に設計変更する仕組みについては、当初から、係数化し計上されるようお願い致します。

6. スライドの運用について

物価変動によるスライドが運用されているところではありますが、変動後の金額の算定においては、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額のどちらか安い方とされており、実際には、実勢価格である市場単価の物価版がされ、乖離が解消されない実態であります。

つきましては、スライドの運用にあたって変動後の金額算定において、実際の購入金額を採用されるようお願い致します。

7. 復旧・復興事業における資金繰り対応について

復旧・復興事業の加速化により、工事案件の大型ロット化による発注が進められておりますが、復旧・復興工事にあっては、ほとんどの案件で設計変更が伴い、最終段階での設計変更となることが想定されております。

被災地における前払金5割については、非常に助かっている制度である一方、中間前払金或いは地域建設業経営強化融資制度が出来高の確定が出来ないがために、完成引き渡し後の精算まで、立て替えが生じることとなり、地方中小建設業においては、1案件10数億円の工事を複数件かかえ、経営的に成り立たなくなるのではないかと、大きな危機感を頂いております。(地方自治体においては5億円程度以上が議会承認案件となり、工事落札から工事本契約まで数ヶ月、また、工事完成から設計変更・議会承認までに6ヶ月を要するとされ、技術者が長期間余計に拘束されるとともに、工事代金の支払いがなされません。)

そのようなことから、復旧・復興事業に取り組む地方中小建設業者が存続できるよう、中間前払金及び地域建設業経営強化融資制度の有効活用や、リスク分担出来る制度の確立をお願い致します。

8. 前払金等の特例措置の延長について

被災地における「前払金」については、5割まで引き上げられているとともに、「地域建設業経営強化融資制度」も平成26年3月までの運用とされておりますが、地域建設業の資金繰り支援として、特例措置につきましては、今後も継続して運用されるようお願い致します。